

入札参加有資格者の皆様へ

平成 23 年 9 月
大阪市契約管財局契約部

工事請負契約書第 11 条第 3 項の取扱いについて

工事請負契約書第 11 条第 3 項として、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等の一定の要件のもとに、現場代理人の工事における常駐を要しないこととすることができる規定を新設しました。

次の各号のいずれかに該当する場合のみ、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとし、平成 23 年 9 月 1 日以降公告案件より適用します。

常駐を要しない期間中は、他の常駐を要しない工事の現場代理人及び建設業法における専任を要しない技術者を兼務することができます。

その場合、常駐を要しない期間及び兼務する現場等について、工事請負契約締結後に発注者との間で書面により明確にしてください。

記

- 1 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 2 第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 4 前 3 号に掲げる期間のほか、工期内において工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。